

庁名 津家庭裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合														
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
後見開始	2					17		10					13	3500円	5000円	予納金の場合、110円切手3枚が必要
保佐開始	4					19		10					13	4720円	5000円	予納金の場合、110円切手3枚が必要
補助開始	4					19		10					13	4720円	5000円	予納金の場合、110円切手3枚が必要
任意後見監督人選任	2					17							13	3000円	3000円	予納金の場合、110円切手3枚が必要
成年後見人(保佐人,補助人)選任	2					15							10	2750円	3000円	予納金の場合、110円切手3枚が必要
成年後見監督人(保佐監督人,補助監督人)選任	2					10							5	2150円	3000円	予納金の場合、110円切手3枚が必要
成年後見人(保佐人,補助人)辞任許可	2												10	2750円	3000円	予納金の場合、110円切手3枚が必要 1通の申立書で辞任許可・選任を求める場合:500円×4、110円×17、10円×10(合計3970円)(予納金の場合場合は4500円)
成年被後見人(被保佐人,被補助人)の居住用不動産処分許可						1								110円	500円	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													備考	
		郵便切手の場合												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。郵便切手で納付する 際は不要		
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
成年後見 制度に関する審判	特別代理人選任(被後見人のための)						6							660円	500円	予納金の場合、110円切手1枚が必要
	臨時保佐人選任						6							660円	500円	予納金の場合、110円切手1枚が必要
	臨時補助人選任						6							660円	500円	予納金の場合、110円切手1枚が必要
	成年後見人(保佐人,補助人)の報酬付与						1							110円	500円	
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託	2						4							1440円	2000円

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													備考
		郵便切手の場合												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託取消し・変更						2						220円	500円	郵便切手の場合、回送を受けている後見人以外の者が申立をする場合：1220円分加算、後見人が複数の場合：後見人が1人増えるごとに1220円分加算、嘱託先複数の場合：嘱託先が1増えるごとに110円分加算（予納金の場合は回送を受けている後見人以外の者が申立をする場合：1500円加算、後見人が複数の場合：後見人が1人増えるごとに1500円加算、嘱託先複数の場合：嘱託先が1増えるごとに500円加算）

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													備考	
		郵便切手の場合												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要		
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
	成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可						1						110円	500円		
	成年後見人(保佐人,補助人)解任	2					15						10	2750円	3000円	予納金の場合、110円切手1枚が必要
行方不明者に関する審判	不在者財産管理人選任						30		3			10	5	3700円	4000円	予納金の場合、手続の進行に応じて別途郵便切手の予納が必要
	不在者の財産管理人の権限外行為許可						1							110円	500円	
	失踪宣告	2					35					10		5050円	10000円	予納金の場合、手続の進行に応じて別途郵便切手の予納が必要 予納金には、官報公告料4,816円が含まれている。
	未成年後見人選任	2					10		10				10	2700円	3000円	予納金の場合、110円切手3枚が必要
	未成年後見監督人選任	2					10						5	2150円	3000円	予納金の場合、110円切手3枚が必要
	子の氏の変更許可						1							110円	500円	
	養子縁組許可	2					10							2100円	3000円	
	死後離縁許可	2					6							1660円	2000円	
	特別養子適格の確認	8					20					10	10	6500円	7000円	予納金の場合、手続の進行に応じて別途郵便切手の予納が必要

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													備考	
		郵便切手の場合												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要		
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
親子に関する審判	特別養子縁組の成立	4					20					10	10	4500円	5000円	予納金の場合、手続の進行に応じて別途郵便切手の予納が必要
	特別代理人選任(親権者とその子との利益相反の場合)						6							660円	1000円	郵便切手の場合、未成年者が15歳以上のとき:110円×2枚加算。予納金の場合、110円切手1枚が必要(未成年者が15歳以上のとき、110円切手1枚加算)
	親権者変更(親権者行方不明(死亡)等の場合)	2					10		2			10	2300円	3000円		
	相続の放棄の申述						3							330円	500円	
	相続の限定承認の申述													備考欄記載のとおり	500円×申述人数	(110円×3)×申述人数
	相続の承認又は放棄の期間の伸長						3							330円	500円	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													備考	
		郵便切手の場合												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要		
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
相続に関する審判	相続財産清算人の選任						10		3			5	5	1400円	7000円	予納金には、官報公告料(選任・催告5075円)が含まれている。
	特別縁故者に対する相続財産分与	4					15							3650円	4000円	
	遺言書の検認													備考欄記載のとおり	500円×相続人等数	110円×(相続人等数+3)枚
	遺言執行者の選任						4							440円	500円	
	遺留分放棄の許可						5							550円	1000円	
	遺留分の算定に係る合意の許可													備考欄記載のとおり	2000円+(1500円×申立人以外の推定相続人数)	500円×(2+(2×申立人以外の推定相続人数))、110円×(6+(4×申立人以外の推定相続人数))
	相続財産清算人の権限外行為許可						1							110円	500円	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													備考	
		郵便切手の場合												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要		
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
保護者選任に関する審判	保護者選任						3							330円	500円	
	保護者の順位の変更及び選任						3							330円	500円	
	氏の変更許可	2					6							1660円	2000円	夫婦共同申立ての場合：1220円分加算(予納金の場合は1500円加算)
	氏の振り仮名の変更許可	2					6							1660円	2000円	夫婦共同申立ての場合：1220円分加算(予納金の場合は1500円加算)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													備考
		郵便切手の場合													
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額	予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。郵便切手で納付する際は不要	
戸籍上の 氏名や性別の変更 などに関する審判	名の変更許可	2					6						1660円	2000円	
	名の振り仮名の変更許可	2					6						1660円	2000円	
	戸籍訂正許可	2					10						2100円	3000円	
	性別の取扱いの変更	2					10					4	2140円	3000円	予納金の場合、460円分の切手が必要
	就籍許可	2					15						2650円	3000円	
年金分割の割合を定める審判	年金分割の割合を定める審判	4			1		11		2			5	3540円	4000円	
	調停事件(遺産分割以外)				1		7		2			5	1100円	4000円	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													備考			
		郵便切手の場合																
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額	予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要				
調停事件	調停事件(遺産分割)				1			7			2				5	1100円	4000円	当事者が1人増すごとに180円×1、110円×7、50円×2、10円×5(計1100円分)を加算(予納金の場合は当事者が1人増すごとに2000円を加算)
	277条調停事件(親子関係不存在確認など)	4			1			11			2				5	3540円	4000円	
人事訴訟	人事訴訟	10						20			10			10	10	8000円	8000円	当事者が1人増すごとに500円×4、110円×6、50円×2、20円×2(計2800円分)を加算(予納金の場合は当事者が1人増すごとに3000円を加算)
	間接強制	6						12			2			5	5	4570円	5000円	
	即時抗告	6						10			2			5	13	4430円	4000円	当事者が3人以上の場合(共通の代理人がある場合を除く。)当事者が1人増すごとに500円×4、110円×4、20円×5、10円×6(計2600円分)を加算(予納金の場合:2000円加算)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													備考
		郵便切手の場合													
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額	予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	
その他手続	執行官に子の引渡しを実施させる決定	6					12		2		5	5	4570円	5000円	
	審判前の保全処分	4					12		2		4	5	3550円	4000円	
	秘匿決定の申立て	2					2						1220円	2000円	
	控訴	9					14		4		8	10	6500円	6000円	当事者が3人以上の場合(共通の代理人がある場合を除く。)当事者が1人増すごとに500円×4、110円×4、20円×5、10円×6(計2600円分)を加算(予納金の場合は当事者が1人増すごとに2000円を加算)

※郵便料を予納金とした場合でも、上記の各手続の中で、郵便切手の予納を依頼することがあります。